



埼玉県報

号外第 16 号
平成 27 年(2015 年)
5 月 26 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例のあらまし（政策調査課）

条例

- 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例（政策調査課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（政策調査課）

一 趣旨

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の委員定数を改定するもの

二 内容

環境農林委員会の委員定数について、「十二人」を「十一人」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「十二人」を「十一人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。